



鳥取県公報

平成17年 7月12日(火)
号外第109号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（6）（交通企画課） 示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則 1 第1条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威 運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7）（警備第二課）20
-------------	--

規 則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 7月12日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第2章の2 <u>確認事務の委託（第9条の2 - 第9条の12）</u>	目次 第1章及び第2章 略

第3章 運転者の遵守事項 (第9条の13・第10条)

第3章の2～第6章 略

附則

(道路維持作業用自動車の届出等)

第5条の3 略

(鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外)

第5条の4 第5条第3項(前条第2項において準用する場合を含む。)及び第5条の2第3項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による備え付けについては、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年鳥取県条例第48号)第3条の規定は、適用しない。

(自動車以外の車両の^{けん}牽引制限)

第9条 略

第2章の2 確認事務の委託

(登録申請書等)

第9条の2 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)第2条第1項の規定による登録申請書及び同条第3項において準用する同条第1項の規定による登録更新申請書は、別記様式第3号の3によるものとする。

2 委託規則第2条第2項の規定により、前項の申請書に添付する書類のうち次の各号に掲げるものの様式は、各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 委託規則第2条第2項第3号八及び二の診断書 別記様式第3号の4

(2) 委託規則第2条第2項第4号の書面 別記様式第3号の5

3 委託規則第2条第2項第5号に規定する書類(同条第3項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 法第51条の8第4項第1号の該当の有無 別記様式第3号の6の誓約書

第3章 運転者の遵守事項 (第9条の2・第10条)

第3章の2～第6章 略

附則

(道路維持作業用自動車の届出等)

第5条の3 略

(自動車以外の車両の^{けん}牽引制限)

第9条 略

(2) 法第51条の8第4項第2号の該当の有無 駐
車監視員資格者証の写し

(3) 法第51条の8第4項第3号の該当の有無 申
請法人の所有権、賃借権等の使用権原を証する登
記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(登録等の通知)

第9条の3 公安委員会は、法第51条の8第1項に規
定する登録（以下「登録」という。）又は同条第6
項に規定する登録の更新（以下「登録更新」という。）
を行い、同条第5項（同条第7項において準用する
場合を含む。）に規定する登録簿（以下「登録簿」
という。）に記載したときにあつてはその旨を、登
録又は登録更新を拒否したときにあつては理由を付
してその旨を申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間等)

第9条の4 登録の有効期間は、登録簿に記載をした
日又は従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から
起算するものとする。

2 登録更新を受けようとする者は、当該登録の有効
期間が満了する日の6月前から1月前までの間に登
録更新申請書を提出しなければならない。

(駐車監視員資格者講習の受講申込み)

第9条の5 委託規則第7条第1項の規定による受講
申込書は、別記様式第3号の7によるものとする。

2 公安委員会は、前項の受講申込書を受理したとき
は、別記様式第3号の8の駐車監視員資格者講習受
講票を交付するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付
申請書)

第9条の6 委託規則第9条第2項（委託規則第10条
第5項において準用する場合を含む。）の規定によ
る再交付申請書は、別記様式第3号の9によるもの
とする。

(認定申請)

第9条の7 委託規則第10条第2項の規定による認定
申請書は、別記様式第3号の10によるものとする。

2 委託規則第10条第3項の規定により、前項の認定
申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる区分に

応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 委託規則第10条第1項第1号に該当する者であるとき。申請者の経歴に関してその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面

(2) 委託規則第10条第1項第2号に該当する者であるとき。申請者が作成する経歴書及び放置車両確認機関又は放置車両確認機関であった法人が作成する認証書類

(3) 委託規則第10条第1項第3号に該当する者であるとき。申請者が作成する経歴書、所属団体等の証明書、推薦状その他申請者が必要と認める各種書類

(認定考査)

第9条の8 委託規則第10条第1項の規定による技能及び知識の考査は、筆記による考査により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の考査を行うときは、別記様式第3号の11の受検票を申請者に交付するものとする。

(認定の拒否)

第9条の9 公安委員会は、申請者が委託規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者と認められないため認定しないときは、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(駐車監視員資格者証交付申請書等)

第9条の10 委託規則第11条第1項の規定による交付申請書は、別記様式第3号の12によるものとする。

2 委託規則第11条第2項の規定により、前項の交付申請書に添付する委託規則第11条第2項第3号の書面は、別記様式第3号の13によるものとする。

(交付の拒否)

第9条の11 公安委員会は、法第51条の13第1項各号のいずれにも該当する者と認められないため駐車監視員資格者証を交付しないときは、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(駐車監視員資格者証書換え交付申請書等)

第9条の12 委託規則第13条第1項の規定による書換え交付申請書は、別記様式第3号の14によるものとする。

2 委託規則第13条第2項の規定による再交付申請書は、別記様式第3号の15によるものとする。

第3章 運転者の遵守事項

(車両等の運転者の遵守事項)

第9条の13 略

第3章 運転者の遵守事項

(車両等の運転者の遵守事項)

第9条の2 略

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第3号の2の次に次の13様式を加える。

別記様式第3号の3 (第9条の2、第9条の4関係)

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受理年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受 理 番 号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">登録年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">登 録 番 号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> </table>	受理年月日	年 月 日	受 理 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日	登 録 番 号	第 号
受理年月日	年 月 日								
受 理 番 号	第 号								
登録年月日	年 月 日								
登 録 番 号	第 号								
登 録 申 請 書 登録更新									
年 月 日									
鳥 取 県 公 安 委 員 会 様									
申請者 主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者の氏名									
(印)									
第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 道路交通法第51条の8 第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新の申請をします。									
(ふりがな) 法人の名称									
主たる事務所の所在地	電話 ()								
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他 ()								
(ふりがな) 代表者氏名									
(登録更新申請の場合のみ記載)									
登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録								
登録通知書に記載されている登録番号	第 号								
添付書類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> [法人関係] 定款・寄附行為等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) 事務所に係る資料 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> [各役員関係] 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書 </td> </tr> </table>	[法人関係] 定款・寄附行為等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) 事務所に係る資料	[各役員関係] 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書						
[法人関係] 定款・寄附行為等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) 事務所に係る資料	[各役員関係] 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書								
手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)								
¥									

注 印欄には記載しないこと。

別記様式第3号の4 (第9条の2関係)

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである

旨を診断します。

年 月 日

医療機関所在地

医 療 機 関 名

医 師

印

別記様式第3号の5 (第9条の2関係)

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

鳥 取 県 公 安 委 員 会 様
年 月 日
主たる事務所の所在地
法 人 の 名 称
代 表 者 の 氏 名



別記様式第3号の6 (第9条の2関係)

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第4項第1号に定める車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

主たる事務所の所在地

法 人 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

㊟

別記様式第3号の7 (第9条の5関係)

(表)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	第 号
修了証明書交付年月日	年 月 日
修 了 証 明 書 番 号	第 号

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 様

申込者 氏名



受 講 者	本 籍			
	住 所	〒	都道府県	
		電話 ()	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
	勤務先その 他の連絡先	住所 名称 電話 ()	写 真 (縦3.0cm × 横2.4cm)	
受 講 希 望 年 月 日				

実 施	受講年月日	第 回第1日	年 月 日	修了考査の結果	合 ・ 否
		第2日	年 月 日		
講習番号	修了考査	年 月 日			

備考 申込者は、その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

注1 印欄には、記載しないこと。

- 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥	

別記様式第3号の8 (第9条の5関係)

番 号

第

号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな

氏 名

生年月日

年

月

日生

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	講習各日 時 分 ~ 時 分 修了考查 時 分 ~ 時 分	
講 習 1 日 目	年 月 日 時 分 ~	
講 習 2 日 目	年 月 日 時 分 ~	
修 了 考 査 日	年 月 日 時 分 ~	
場 所 (略 図)		

別記様式第3号の9 (第9条の6関係)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	第 号
証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書 (認定書) 再交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 様

申請者 氏名



申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 都道府県 電話 () (自宅・携帯)
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	勤務先	住所 名称 電話 ()
証 明 書 (認 定 書)	番 号	
	交付年月日	年 月 日
再交付を申請する事由		

備考 申請者は、その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

注1 印欄には、記載しないこと。

2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第3号の10 (第9条の7関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	第 号
認定年月日	年 月 日
認定書番号	第 号

認 定 申 請 書

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 様

申請者 氏名



申 請 者	本 籍			
	住 所	〒	都道府県	
		電話 ()	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	日生	
	勤務先その 他の連絡先	住所 名称 電話 ()	写 真 (縦3.0cm × 横2.4cm)	

実 施	認定審査日	第 回	年 月 日	認定審査の結果	合 ・ 否
	受 検 番 号				

手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥	

備考 申請者は、その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

注1 印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

別記様式第3号の11 (第9条の8関係)

番 号	第	号
-----	---	---

駐車監視員資格者認定考査受検票

ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	時 分 ~ 時 分の間	
認 定 考 査	年 月 日 時 分開始	
場 所 (略 図)		

別記様式第3号の12 (第9条の10関係)

受理年月日	年	月	日
受理番号	第		号
交付年月日	年	月	日
資格者証番号	第		号

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 様

申請者 氏名

(印)

申 請 者	本 籍			
	住 所	都道府県		
		〒		
		電話 ()	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)			
者	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
	勤務先その 他の連絡先	住所 名称 電話 ()	写 真 (縦3.0cm × 横2.4cm)	
(認定書 証明書)	番 号			
	交付年月日	年	月	日

添 付 書 類	修了証明書又は認定書 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真2枚 (うち1枚をこの申請書の写真欄にはり付けること。)
------------------	---

手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥	

備考 申請者は、その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

注1 印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

別記様式第3号の13 (第9条の10関係)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名



別記様式第3号の14 (第9条の12関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	第 号
交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 様

申請者 氏名

(印)

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒		都道府県
	(ふりがな)			
	氏 名	電話 ()		(自宅・携帯)
	生年月日	年 月 日生		
資 格 者 証	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を 申請する事由				
確 認 資 料				

写 真
 (縦3.0cm
 × 横2.4cm)

手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥	

備考 申請者は、その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

注1 印欄には、記載しないこと。

2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

4 写真は、2枚添付し、うち1枚をこの申請書の写真欄にはり付けること。また、写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

別記様式第3号の15 (第9条の12関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	第 号
交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 様

申請者 氏名



申 請 者	本籍			
	住所	〒 都道府県		
	(ふりがな)			
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm × 横2.4cm)	
勤務先その他の連絡先	住所 名称 電話 ()			
資 格 者 証	番号			
	交付年月日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥	

備考 申請者は、その氏名を自署により記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

注1 印欄には、記載しないこと。

2 「再交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

4 写真は、2枚添付し、うち1枚をこの申請書の写真欄にはり付けること。また、写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第5条の4を加える改正は鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年鳥取県条例第48号）の施行の日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県道路交通法施行細則第2章の2の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則第1条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第7号

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則第1条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第4号）第1条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和24年米子市告示第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下本則において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた号（以下本則において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下本則において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第1条 示威行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年米子市告示第116号。以下「 <u>条例</u> 」という。） 第2条に規定する許可の申請は、示威行進等許可申請書（様式第1号）により行わなければならない。	第1条 示威行進及び集団示威運動に関する条例（以下 <u>条例</u> という）第2条の許可申請書は第1号様式により <u>すべて2通提出しなければならない</u> 。
第2条 警察署長は、示威行進等許可申請書を受理したときは、 <u>直ちに</u> 公安委員会に送付しなければならない。	第2条 警察署長は許可申請書を受理したときは <u>直ちに</u> 公安委員会に送付しなければならない。

第3条 公安委員会は、示威行進等許可申請書を受理したときは、直ちに許可又は不許可を決定し、許可するときにあつては示威行進等許可書（様式第2号）、許可しないときにあつては示威行進等不許可通知書（様式第3号）により、警察署長を経て、遅くとも示威行進又は集団示威運動の開始時刻の36時間前までに、申請者に通知するものとする。

第4条 条例第4条第3項の規定による条件は、公安保持上特に必要のある場合を除き、次の基準による。

- (1) 市役所、税務署、裁判所、検察庁及び警察署を含む官公庁の出入口付近において示威行進を開始し、若しくは終了し、又は集団示威運動が行われることにより、当該官公庁の事務が妨害されないこと。
- (2) 凶器を携帯し、又は泥酔した者を参加させないこと。

第5条 公安委員会は、示威行進又は集団示威運動を許可するに当たり、次の遵守事項を付することができる。

- (1) 適当な人数の整理員を配置すること。
- (2)及び(3) 略
- (4) 治安保持上の必要があるため警察官が指示するときは、その指示に従うこと。

様式第1号（第1条関係）

年 月 日 時 分

申請者住所
 団 体 名
 職 名 氏 名[㊟]

鳥取県公安委員会 様
 示威行進等許可申請書

示威行進又は集団示威運動に係る許可を受けたいので、下記のとおり許可申請します。

記

- 1 略
- 2 示威行進を開始し、及び終了する場所又は集団示威運動の場所
- 3 示威行進又は集団示威運動の目的及び概要

第3条 公安委員会は許可申請書を受理したときは直ちに許可、不許可を決定し申請書の1通に第2号様式による許可書と共に、又許可しないときは申請書の1通に第3号様式による理由書を添付して警察署長を経て遅くとも示威行進又は集団示威運動の開始時刻より36時間前までにそれぞれ申請者に交付するものとする。

第4条 条例第4条第3項の規定による条件は公安保持上特に必要のある場合を除き次の基準による。

- (1) 進駐軍事務に支障を及ぼさないこと。
- (2) 市役所、税務署、裁判所、検察庁、警察署を含む官公庁の出入口付近において示威行進を開始又は終了し、或は集団示威運動が行われることにより国の事務又は公共事務が妨害せられないこと。
- (3) 兇器・戒器を携帯し又は泥酔したものを参加せしめないこと。

第5条 公安委員会は示威行進又は集団示威運動を許可するに当り次のような遵守事項を附することができる。

- (1) 適当数の自治的整理員を付すること。
- (2)及び(3) 略
- (4) 治安保持上必要ありとして警察吏員が指示するときはその指示に従うこと。

第1号様式

昭和 年 月 日 時 分

申請者住所
 団 体 名
 職 名 氏 名[㊟]
 生年月日

米子市公安委員会 殿
 開催許可申請書

標記 _____ を次の通り開催いたしたいので次により御許可下さる様申請致します。

記

- 1 略
- 2 示威行進を開始し、行進を終了する場所又は集団示威運動の場所
- 3 示威行進又は集団示威運動の目的及び性質並びにその概要

- 4 略
- 5 主催者の住所、氏名及び年齢、参加各団体の名称並びにその責任者の住所、氏名及び年齢

様式第2号(第3条関係)

指令鳥公委第 号

申請者住所

団 体 名

職 名

氏 名

示威行進等許可書

年 月 日付け申請の は、

下記の条件を付して許可する。

年 月 日

鳥取県公安委員会 [印]

記

- 1 許可した示威行進又は集団示威運動の日時等
 - (1) 日時
 - (2) 主催者の氏名
 - (3) 示威行進を開始し、及び終了する場所又は
集団示威運動の場所
- 2 許可に付した条件

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号(第3条関係)

指令鳥公委第 号

- 4 略
- 5 主催者の住所、氏名、年齢及参加各団体の名称並びにその責任者の住所、氏名、年齢

第2号様式

指令米公委第 号

申請者住所

団 体 名

職 名

氏 名[㊤]

生年月日

昭和 年 月 日付申請の は次

の条件を附して許可する。

昭和 年 月 日

米子市公安委員会 [印]

記

第3号様式

指令米公委第 号

申請者住所

団 体 名

職 名

氏 名

示威行進等不許可通知書

年 月 日付け申請の は、

下記の理由により不許可とする。

年 月 日

鳥取県公安委員会 [印]

記

1 許可しない示威行進又は集団示威運動の日時等

(1) 日時

(2) 主催者の氏名

(3) 示威行進を開始し、及び終了する場所又は

集団示威運動の場所

2 許可しない理由

教示 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があつたことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

申請者住所

団 体 名

職 名

氏 名

生年月日

昭和 年 月 日付申請の は次

の理由により許可し難いので通知する。

昭和 年 月 日

米子市公安委員会 [印]

記

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則第1条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付を受けている許可書又は不許可通知書は、改正後の示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則第1条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定による許可書又は不許可

通知書とみなす。

- 3 この規則の施行の日前に旧規則の規定により提出された許可申請書は、新規則の相当規定により提出された許可申請書とみなす。

(示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則の一部改正)

- 4 示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則中「米子市公安委員会」とあるは「鳥取県公安委員長」と、「公安委員会」とあるのは「公安委員長」と、「指令米公委」とあるのは「指令鳥公委」と読み替えるものとする。</u></p>